

健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（厚生年金保険 70 歳以上被用者月額変更届）

1. 月額変更届とは

被保険者及び70歳以上被用者の受ける報酬が、昇給や降給により大幅に変動があった場合で、要件を満たした場合に速やかに事業主が行うものです。年金機構等はこのもとに標準報酬月額を改定します（随時改定）。

2. 標準報酬月額改定の要件

下記1～3すべての要件を満たした場合、変更後の報酬を初めて受けた月から起算して4ヶ月目（例：4月に支払われる給与に変動があった場合、7月）の標準報酬月額から改定されます。

1. 固定的賃金に変動があったとき
2. 従前の標準報酬月額と改定後の標準報酬月額に2等級以上の差が生じるとき（年間平均の場合は、1等級以上の差）
3. 固定的賃金の変動した日以後、引き続いた3ヶ月における報酬の支払われたすべての月の「報酬の支払の基礎となる日数」がそれぞれ17日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日）以上であること（例：4月に支払われる給与に変動があった場合は、4～6月の3ヶ月の平均）

※ 次の場合は、月額改定の要件には該当しませんので、この届書は不要です。

- ・ 固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた3ヶ月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり（残業が減った等）、2等級以上の差が生じた場合
- ・ 固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた3ヶ月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり（残業が増えた等）、2等級以上の差が生じた場合

3. 年間平均による随時改定の手続き（平成30年10月1日より、保険者算定の基準が追加されました）

（1）年間平均による随時改定の対象となる場合

下記の要件②の差が、業務の性質上例年発生することが見込まれ、かつ、報酬月額の変動（※）も、業務の性質上例年発生することが見込まれることが前提であり、また、被保険者が同意していることが必要となり、そのうえで、次の全てを満たした場合に、年間平均による随時改定の対象となります。

※ 固定的賃金の増加（減少）も、例年発生していること（定期昇給など）が条件となります。例えば、定期昇給とは別の単年度のみの特例昇給による改定、例年発生しないが業務の一時的な繁忙と昇給時期との重複による改定や、転居に伴う通勤手当の支給による改定等は、年間平均による随時改定の対象外です。

<要件>

- ① 現在の標準報酬月額と通常随時改定による標準報酬月額（昇給（降給）月以後の継続した3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額）との間に2等級以上の差があること
- ② また、次のイとロとの間に2等級以上の差があること
 - イ 通常随時改定による標準報酬月額
 - ロ 昇給（降給）月以後の継続した3か月の間に受けた固定的賃金の月平均額に、昇給（降給）月前の継続した9か月及び昇給（降給）月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賃金の月平均額を加えた額から算出した標準報酬月額（年間平均額から算出した標準報酬月額）
- ③ 現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差があること

（2）年間平均額の出し方

「年間平均」の額は、昇給（降給）月以後の継続した3ヶ月の間に受けた固定的賃金の月平均額に、昇給（降給）月前の継続した9か月及び昇給（降給）月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賃金の月平均額を加えた額から算出した標準報酬月額になります。

（3）添付書類

月額変更届出書に、（様式1）及び（様式2）を作成して、添付してください。

（様式1）「年間報酬の平均で算定することの申立書（随時改定用）」

（様式2）「健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等（随時改定用）」

※ 必要に応じて、賃金台帳等の資料を提出していただく場合があります。